

自転車も！飲んだら乗るな！

肝付地区安全運転管理協議会と協力して、飲酒運転根絶を呼びかけるポスターを制作しました。ポスターは、自転車も飲酒運転は禁止されていることを周知するため、「自転車も飲んだら乗るな」のフレーズとピクトグラムで制作し、肝付地区安全運転管理協議会会長、同青年部長と飲食店を訪問し、掲示を依頼しました。ポスターは、飲食店のほか、温泉施設や酒類販売店にも掲示しています。



飲酒運転根絶！

自転車も！

飲んだら乗るな！

酒気帯び運転

- 違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
自転車も罰則の対象です。

肝付地区安全運転管理協議会・肝付警察署